

アメリカにおける発達障害と 高等教育における配慮の合理性に関する法的基準

織原保尚

【要 旨】

本論文は、アメリカにおいて発達障害のある学生に対して、高等教育の場面でどのような配慮やサービスの提供などがなされているか、そしてその合理性について法律上の規定や裁判などを通じてどのような議論がなされているかを分析する。初等中等教育について定めた障害者教育法の内容、議論を見た後、高等教育における議論をリハビリテーション法504条、ADAの内容を中心に紹介し、日本における議論に対しての示唆をもって論を結ぶ。

【キーワード】

障害 アメリカ法 ADA 障害者教育法 高等教育

はじめに

アメリカにおいて、障害のある子どもを対象とした教育について定めている法が、1975年に成立した障害者教育法¹である。成立当初は「Education for All Handicapped Children's Act (EAHCA)」という名称であった。1990年に改称され、現在は「Individuals with Disabilities Education Act (IDEA)」という名称になっている²。この法は、3歳から21歳までの時期における、初等中等教育について定めた法であり、教育のサービス提供について充実した内容をもつことで知られている。

高等教育については、一般的な障害を理由とする差別を禁止する法である、1973年にリハビリテーション法³の一部として成立した504条⁴ (Rehabilitation Act Section 504) 及び1990年に成立したADA⁵ (障害のあるアメリカ人法, Americans with Disabilities Act) がその対象としている。しかし、両法とも、直接高等教育をターゲットとした法ではなく、その法に基づいて提供される教育サービスも、それまでの障害者教育法に基づいて提供される初等中等教育の内容と比較して、内容に乏しいものであるという点が指摘されている。

一方、日本においては、2014年に障害者権利条約を批准し、さらに2016年4月からの障害者差別解消法⁶発効を前に、高等教育の場において、発達障害のある学生に対してどのような配慮が必要なのか、そしてどのような配慮を提供することが「合理的配慮」であるかについての議論がなされている。

本論文は、アメリカにおいて発達障害のある学生に対して、高等教育の場面においてどのような

配慮やサービスの提供などがなされているのか、そしてその合理性について、法律上の規定や裁判などを通じてどのような議論がなされているかを分析し、もって、日本における同様の議論に対して示唆を与えることを目的とする。本論文においては、まず、I章において障害者に対する教育についての議論の出発点となる、初等中等教育について定めた障害者教育法の内容、議論を見た後、高等教育における議論をII章でリハビリテーション法504条、III章でADAの内容を中心に紹介する。そして、最後に日本における議論に対しての示唆をもって論を結びたい。

なお、「障害」という用語については、その文字の持つ意味に配慮して「障がい」や、「障碍」等と表記される例も見られるが、本論文では一般的に用いられると思われる「障害」の表記を用いる。

I 1975年障害者教育法

1 障害者教育法の概要

(1) 障害者教育法の目的

制定当時の障害者教育法の目的は、①障害のある子どもが、その特有のニーズを満たすために構想された特別な教育及び関連サービスを強調した無償で適切な公教育を受けることができるような状態にしておくことを保障すること、②障害のある子ども及びその親又は後見人の権利が守られることを保障すること、③州及び地方がすべての障害のある子どもの教育のために備える援助をすること、④障害のある子どもを教育する努力の効果を評価し保障すること、であるとされた⁷。この法は、3歳から21歳までの、初等中等教育について定めた法である。現在、障害者の定義については、身体障害や知的障害、そして自閉症や学習障害などの発達障害も含むものとされている⁸。また、障害者教育法は合衆国憲法1条8節に示される支出権限条項に基づくものとされている⁹。

(2) 障害者教育法が求める教育

アメリカでは、教育一般が州の管轄であり、州の予算によってなされている¹⁰。障害者教育法は、州が行う障害者の教育に関して、そのための費用を連邦が州に対して援助するという法律である。ただし、この連邦による財政援助には条件があり、法の定める条件を州の教育の内容が満たしていなければ、援助を受けることはできないとされている¹¹。州としては、連邦から受け取る予算は、教育のためには必須のものであるため、法の定める条件を守らなければならないことになる。

その条件としては、①IEP（個別教育プログラム）の作成、②最も制約の少ない環境での教育、③適正手続の保障、④無償かつ適切な公教育の提供、などが設けられている。

① IEP（個別教育プログラム）の作成

第1の条件は、IEP（個別教育プログラム：Individualized Education Program）と呼ばれる、その子ども一人一人のための個別の教育プログラムを作成することである¹²。詳細な規定を親と教師などが共同して作ることが定められている¹³。IEPには、子どもの成績を踏まえた達成目標、教育サービスの内容や、評価の基準、日程などが含まれていなければならない。提案された教育が適切な公教育かどうかは、IEPの内容によって判断される。障害者教育法の下における訴訟では、このIEPの内容が適切であるかどうかをめぐって、争われることになる¹⁴。

② 最も制約の少ない環境での教育 (LRE : Least Restrictive Environment)

第2の条件は、子どもにとって、最も制約の少ない環境で障害のある子どもの教育が行われねばならないということである¹⁵。すなわち普通学級で行われている教育に最も近い環境で、また、障害のない子どもと一緒に教育を受けられるような環境で、障害のある子どもの教育が行われるということである。いわゆる統合教育が志向されているということである。しかし、この条件に対しては、障害者教育法成立当初から、普通学級へ安易に統合することは、子どもの放置にもつながるといった批判もあった¹⁶。どのような場合に普通学級に入学させるのか、また普通学級と分離された環境の教育を提供するのか、といった問題は、現在でも多くの裁判で争われており、また学説上においても多くの論争がある部分である¹⁷。

③ 適正手続の保障

第3の条件は、不服申立に関連して適正手続が保障されていることである¹⁸。すなわちそれは、①子どもの教育を提供される場所を変更することに関しての、親や後見人への告知、②「公正な適正手続による聴聞」の権利、③学校におけるすべての関連記録を閲覧する権利、④独立の評価に対する権利、⑤最初の適正手続による聴聞が地方教育委員会によってなされ、それに不服があった場合に、州教育委員会に対して不服請求をする権利、そして、州教育委員会の判断に不服があった場合に、州または連邦裁判所に裁判を提起する権利である。このような聴聞手続は、子どもにとって適切な公教育を実現し、また、前述の子どもにとって最も制約の少ない環境を保障するためにも重要である。

④ 無償かつ適切な公教育の提供

第4の条件は提供される教育は無償かつ適切なものでなくてはならないということである¹⁹。そして「無償かつ適切な公教育」という文言の定義として、

「無償かつ適切な公教育」とは、「特別な教育」および「関連サービス」であって、

- (A) 公費により、公の監督・指導の下で、かつ無料で提供されてきており、
- (B) 州の教育機関の基準に合致し、
- (C) 関連の州における適切な就学前、初等または中等の学校教育を含み、かつ、
- (D) 法に基づき要求される個別教育プログラムに従って提供されるものをいう。

そしてその無償かつ適切な公教育を構成する「関連サービス」については、以下のように定義がなされている²⁰。

「関連サービス」とは、輸送並びに障害のある子どもが特別な教育から利益を受けることを援助するために必要とされうる発達、矯正その他の面の支援サービス（言語病理学、聴覚学、心理学サービス、物理療法、作業療法、レクリエーション、医療及び相談サービスを含む。ただし、医療サービスは診断及び評価のみを目的とするものでなければならない。）をいい、子どもの障害の状態の早期発見・評価を含む。

2 法律改正

障害者教育法は制定以来何度か改正が行われ、中でも1997年改正は大きなものであったとされる²¹。この法改正の中で、法の目的について、「障害のある子どもが、その特有なニーズを満たし、更なる教育や、雇用、独立した生活に備えるために構想された特別な教育及び関連サービスを強調した無償かつ適切な公教育を受けることができるような状態にしておくことを保障すること」とした。このうち、「雇用、独立した生活に備えるために」の部分が1997年改正で追加

された。さらに2004年改正において「更なる教育」の文言が追加された²²。

3 障害者教育法下で争われた事例について

(1) 「無償かつ適切な公教育」について

障害者教育法に定められる「無償かつ適切な公教育」の内容について、聴覚障害のある子どもの教育について争われた最高裁判例が存在する。この文言そのものについて、連邦最高裁が直接判断した例が他に存在しないため、発達障害のある子どもも含めた、障害のある子ども一般に対する「無償かつ適切な公教育」の判断に際しては、以下の判例が判断の基準を提供すると考えられる。

・ Board of Education v. Rowley (1982)²³

聴覚障害があるが、平均以上の成績を修めていた当時小学2年生の子ども Amy Rowley は、それまでワイヤレス式補聴器の提供などのサービスの提供を受けていたが、その上でさらに、手話通訳者を公費で提供することを求めて争った。連邦最高裁は、手話通訳者提供がなくても「無償かつ適切な公教育」の条件に反しないとした。判決は、①州が、障害者教育法の要求する手続に従っていたかどうか、そして②そのような手続を経て作られた IEP が、障害のある子どもが教育的利益を得ることができるように、合理的に作成されているかどうか、の2点が判断の要素であるとされた。教育的利益を得ているかどうかの判断において、「基礎的な機会 (basic floor of opportunity)」を提供することが求められるとし、本件では、子どもが手話通訳者なしでも、進級をしていることなども判断の要素としている。そして、障害のある子どもが、ある程度の教育的利益 (some educational benefit) を提供する教育に、アクセスできるようにすることが立法意図であることを強調した。

障害者教育法下における教育を受ける権利は、Rowley 判決以前には比較的広範に認められてきたが、本判決によって一定の枠がはめられることとなった。それゆえ本判決に対しては、判決が下された当時から批判も多く、保守的であるとか、障害者の教育に関してこれまでの進歩の速度を低下させたという評価がある²⁴。さらには本判決によって、合衆国最高裁は障害者教育法を無効にした、と厳しく評するものさえある²⁵。

この後現在に至るまで数多くの同種の訴訟が提起されているものの、障害者教育法における、提供すべき教育、「無償かつ適切な公教育」という文言の定義そのものについて、連邦最高裁が判断した例は現在に至るまで現れていない。Rowley 判決は、現在でも下級審判決に大きな影響を及ぼしている。

(2) 関連サービスが争点となった事例

障害者教育法によって提供することが求められる「関連サービス」についても、連邦最高裁で争われた例が存在する。本判決も、身体障害の例ではあるが、発達障害のある子どもも含めた、障害のある子ども一般に対しての判断基準になると考えられる。

・ Cedar Rapids Community School Dist. v. Garret F. (1999)²⁶

呼吸器等に障害のある少年に対して、継続的な1対1の看護サービスを提供することを求めた事例である。「関連サービス」における「医療サービス」の除外に含まれないかが問題となった。最高裁は、「医療サービス」に当たらないとして、サービスの提供を命じた。

「関連サービス」の内容については、「障害のある子どもが、特別教育から利益を受けることを助けるために、求められるような」広く包括的に、支えとなるサービスであると定義する。費用が多くかかるという学校の主張については、費用の問題は判断する際の絶対的な理由として用いないと説明する。そして、Rowley 判決を引用し、障害者教育法においては、障害のある子どもの能力を最大限に引き出すことまでは要求していないことを示しつつ、議会の意図は、全ての資格ある子どもに対して「公教育への扉を開けること」であり、また、「州に対しては、障害のある子どもを、障害のない子どもと可能な限り一緒に教育することが求められる」とする。

(3) 発達障害が関係する事例

子どもの発達障害という部分が直接争点になったわけではないが、結果的に発達障害であることが分かる子どもについて、手続の面で争われた連邦最高裁判決が存在する。

・ Forest Grove School District v. T. A. (2009)²⁷

ADHDなどの障害のある子どもが、学区による判断の時点ではその障害の存在を認定してもらえず、障害者教育法上の手続などがなされなかった。障害者教育法によれば、事前にIEPの作成などの手続がなければ、学区によるサービスの提供は受けられない。本件は学区による学校の指定の手続を待たずに私立学校に入学させた両親が、その私立学校の学費の賠償を求めた事例である。最高裁は、手続を完了しなくても賠償を受けることはできるとした。連邦最高裁は、裁判所には「適切な」救済をする広い権限が認められているとし、本件のような事例を救済しないということは、学区が不適切な特別教育サービスの提案をしたのではなく、学区が子どもに対してそのようなサービスへのアクセスを拒否するという、より劣悪な状況に親を放置し救済を与えないわけであり、法の規定からは全く不合理なことである、と理由を説明した。

以上のように、障害者教育法によって、初等中等教育においては、比較的充実したサービスが提供されていることが見て取れる。現在、障害者教育法に関連して使われる連邦予算は、年間110億ドル程度である。しかし、障害者教育に多額の費用がかかることに関しては批判もあり、2009年のForest Grove判決におけるSouter裁判官による反対意見（Scaria裁判官とThomas裁判官が同調）においても、特別教育の予算が年間100億ドルにも上り、公教育予算の20パーセントも占めることが指摘されている²⁸。

II 1973年リハビリテーション法504条

1 リハビリテーション法504条の内容

アメリカの障害者に対する連邦法は、傷痍軍人に対するリハビリテーションの提供などにルーツを持ち、その範囲は限定的なものではあるが、建国初期の段階から数多く作られていた。

1973年には、リハビリテーション法の一部として504条が成立した。この条文は、アメリカ連邦法としてははじめての、障害を対象とした一般的な差別禁止法である。リハビリテーション法504条（以下504条）は、範囲の広い市民権法であり、憲法の平等保護条項やデュープロセス条項に反さないように、教育活動に対しても連邦予算を支出することを求めている。

504条の条文には、「合衆国において、第7条（6）で定められた障害のあるいかなる個人も、単に障害者という理由で、連邦政府の財政援助を伴ういかなる施策、ないしは事業への参加において排除されたり、その利益を享受することを拒否されたり、ないしは差別されてはならない」

とある。これは、一定の行為を禁止する法であり、障害者を直接援助するものではない。また、この法の主な領域は雇用の部分である。しかし、この法の成立は当時まだ成立していなかった、1975年障害者教育法成立を後押しするものとなった。当時の連邦保健教育厚生省²⁹は504条の範囲には、教育も含まれると解釈し、1977年には504条の施行規則を制定するに際して、504条の文言の解釈を、障害者教育法の内容に合致させるようなかたちで発表している³⁰。

この条文は、リハビリテーション法の立法過程においては、注目を集めるものではなかった。法律成立以前に開催された公聴会、上院下院での本会議における審議においても、議論らしきものはなかったという。予算見積りにおいても、同条に関するものは示されていない³¹。しかし成立後は、非常に多くの利益と経費を抱える、画期的な法律として扱われるようになった³²。

高等教育との関連で見ると、制定当時、そもそも障害者が高等教育を受けるということがさほど一般的ではなく³³、しばらくの間高等教育に関する動きはなかったが、1977年には、連邦保健教育厚生省によって、高等教育機関における障害による差別を禁止することなどを内容として含む行政規則が示され、また、1979年には504条に基づいて争われた連邦最高裁判決、*Southeastern Community College v. Davis*が出され、一つの基準を示す結果となった。

リハビリテーション法504条には、「合理的配慮 (reasonable accommodation)」という文言はないが、504条に関する教育省規則の雇用の部分において、「合理的配慮」という用語が使われている³⁴。

2 学生に対する配慮が問題となった判例

高等教育の場における、障害のある学生に対する配慮の提供について、リハビリテーション法504条を根拠に争われた例が存在する。

(1) *Southeastern Community College v. Davis* (1979)³⁵

聴覚障害のあるDavisが、コミュニティーカレッジの看護科に入学しようとしたところ、患者の安全を理由に入学を拒否されたため、訴訟を提起した。連邦最高裁は、入学を認められる者は障害があったとしても、プログラムが求めるものすべてを満たすことができる者であり、入学資格を決定するに当たっては、学術的な基準と、参加に必要とされる学術的でない要素を基準とすることについて適切であるとした。彼女が授業に参加するためには、個別の注意が患者の安全を確保するために必要であるため、彼女は医療的な学習をする授業には参加することができない。彼女に対して必修の授業を免除することは、カリキュラムの「本質的な変更」にあたり、法の求めることから外れるとしている。

(2) *Wynne v. Tufts University Medical School* (1991)³⁶

学習障害のあるWynneは、医学部に在籍し、試験時間の延長などの措置を受けていた。彼は学校に対し、試験の形式について多項選択式の試験をやめてほしいと要求したが、学校側はそれを拒否したため訴訟を提起した。裁判所は、判決の中で、学校側に対して、代替手段、それらの実現可能性、費用と学術的なプログラムに対する影響を勘案した上で、他の方法を選択するということが、学術的な基準を下げることや、本質的なプログラム変更を必要とすることになる、という結論に達したことを証明することを求めている。結果的には、学校側の主張が認容されて、原告が敗訴した。

この判例に示される基準は、連邦控訴裁判決ながら、裁判において「合理的配慮」について判断されるときにしばしば引用されるものとなっている³⁷。

特にDavis判決については、連邦最高裁判決であるために、現在においてもその影響は大きいものがあるが、例えば近年におけるコンピュータなどの技術的進歩により、その障害の影響が小さくなることなどを根拠に、現在の視点から判決を批判する見解も存在する³⁸。実際、1979年の最高裁判決の中でも、将来の技術的進歩によって、リハビリテーションなどが効果的になされることがありうるについて言及している部分もあり³⁹、技術的進歩も、現在の実際の判断においては、考慮の要素となりうることが考えられる。

この当時の状況としては、行政によるガイドラインとは別に、大学が独自にガイドラインを作成するなど、大学教育という場において当時の社会としては先進的な取り組みがなされていた例も見られた。しかし、実態としては、障害者教育法の下で、高校までは卒業して、大学への入学資格は得たが、大学に入学することはできないという例も多かった⁴⁰。

Ⅲ 1990年ADA（障害のあるアメリカ人法, Americans with Disabilities Act）

1 ADAの概要

1990年に成立したADAは、雇用、公共サービス、公共施設、電話通信などの場において障害者を差別することを禁止する法である。その目的として「障害のある個人への差別の撤廃に向けて、明確かつ包括的な国家命令を定める」ことなどが挙げられている⁴¹。障害に基づく差別を禁止することによって、障害者に対して、機会の均等、完全な参加、自立生活、経済的自立を確保する⁴²。前述のリハビリテーション法504条が政府の予算的支援を受けている機関や、政府機関のサービスのみを規制の対象としていたのに対して、ADAにおいては、特に公共施設について定める第Ⅲ編にはそのような制限はなく、全く私的な教育施設にも差別の禁止という規制がかかるようになっていく。ADAの内容には、リハビリテーション法504条下で示された判決の内容が含まれており、504条を発展させたものと見ることもできる。そして、特に第Ⅰ編に規定される雇用の場面において、障害者に対しては、過度の負担（undue hardship）にならない程度での「合理的配慮」が求められる⁴³。

2 高等教育とADA

ADAにおいて高等教育機関が問題となるのは、主に公的機関について定める第Ⅱ編である。その条文には、「本節に従い、適格性を有する障害のある個人は、その障害を理由として、公共機関のサービス、プログラム、活動への参加から排除され、又はその利益を拒否されることがあってはならず、又はかかる機関による差別の対象となってはならない」とある⁴⁴。

さらに司法省規則に規定があり、「教育機関は、障害を理由とする差別を回避するために必要な場合には、それがサービス・プログラム・活動の性質を本質的に変更するものであることが証明されない限りは、方法・慣行・手続に対する合理的変更（reasonable modification）をしなければならない」としている⁴⁵。障害のある人に対して「合理的変更」が提供されないことが規則違反となるかが争われるとともに、それがサービス・プログラム・活動の「本質的変更」になるかどうか重要な争点となっている⁴⁶。

また、司法省規則は「資格を有する障害のある個人の要求に適合しうるように、最も統合された環境において、サービス・プログラム・活動を運用しなければならない」と規定している⁴⁷。

2008年には、連邦最高裁が障害の範囲を狭く解釈する傾向があったため、障害の範囲を明確化したり、障害の範囲を最大限広く解釈するべきことを明記したりするなどの法改正がなされた⁴⁸。教育省の説明によれば、ADAの第Ⅱ編、高等教育の部分で問題となる文言は「合理的配慮

(reasonable accommodation)」ではなく、「学術的な調整 (academic adjustments)」や「合理的変更 (reasonable modifications)」、「補助援助とサービス (auxiliary aids and services)」といった文言になる⁴⁹。

そして、「学術的調整」の部分の説明として、以下のような説明をする。「適切な学術的調整は、身体障害や個々のニーズに基づいて決定される。学術的調整は、平等な教育の機会を保障するために、補助的支援やサービスだけでなく、必要に応じて学術的な条件の変更も含む。調整の例としては、優先順位を選択し、課程の負荷を軽減したり、課程の変更をしたりすること、ノートテイカー、録音装置、手話通訳者の提供、テストの時間延長、寮におけるテレタイプの提供、学校のコンピュータにおいて、画面読み上げ、音声認識などのソフト、ハードの装備などである⁵⁰。」

逆に、高等教育機関は、本質的な要求を引き下げたり、大幅に修正したりすることは求められない⁵¹。例えば、教育機関が試験時間の延長を求められることはあっても、試験の実質的な内容を変更することは求められない。また、高等教育機関は、サービス、プログラムもしくは活動の性質を根本的に改変するような、あるいは金銭的な、もしくは管理上の過度の負担が生じる結果となるような修正を行う必要はない。高等教育機関は、個人的な付き添い、個別の所定の装置、個人的な利用や勉強のための朗読者、またはその他、個人指導、タイプ打ちなどの個人的性質の装置やサービスを提供する必要はない、と説明している⁵²。

ADAなどの高等教育において適用される法の規定について、初等中等教育において適用されるIDEAの規定との格差が指摘される。すなわち、高等教育の場において提供されるものは、中等教育までで提供されてきた「適切な教育」とは異なり、それは、学生や親の期待に必ずしも沿うものではない。さらには、その高等教育においては、障害があることを立証すること、すなわち、その立証のための診断の費用なども、学生の側の負担になる点において、中等教育までの制度とは大きく異なる点が指摘される⁵³。

3 学習障害の学生に対する配慮が問題となった判例

学習障害のある学生に対して、高等教育機関がどのような配慮をすることが求められるのかについて判断された、連邦控訴裁判決が存在する。

(1) Zukle v. The Regents of California (1999)⁵⁴

学習障害のある医学部生Zukleは、試験時間を通常の2倍にしたり、ノート筆記の代行を提供したりするなど配慮を受けていた。その上でさらに、実習スケジュールの変更などを求めたが、受け入れられず、成績不良を理由に退学処分を受けた。それを不服とし、訴えが提起された。

裁判所は、学校側が学生に対して通常提供されるすべての配慮を提供しているとし、実習スケジュールを変更するという配慮を追加することについては、「医学実習時間の短縮を認めることは、医学校におけるカリキュラムの性質を本質的に変更させるものである」として、学校側の主張を支持した。

(2) Kaltenberger v. Ohio College of Podiatric Medicine (1998)⁵⁵

ADHDの症状がある医学部生Kaltenbergerは、試験時間の延長や、特別室受験といったサービスの提供を受けていた。しかし生化学の過程で落第し、退学処分となった。学生は、①生化学の科目の再履修において、夏季に行われた補修クラスの履修が認められず、秋学期における再履修を要求されたこと、②秋学期に生化学の単位を修得できなかったため退学となったこと、などがADA第Ⅱ編に反するとして訴訟が提起された。

裁判所はADAについて「教育機関に対して、障害のある人に配慮を提供するために基準を引き下げ、実質の変更を求めるものではない」とし、「配慮の合理性を判断するにあたっては専門家による学術的判断を尊重しなければならない」と判断した。そして、学校は学生に対し、すでに通常の配慮を提供していること、学校が学生に対して正規期間の履修を必要としたことは学術的判断であって、尊重しなければならないとした。また、再試験を認めなかったことについては、本件学校における通常の運用であることを指摘し、「医学教育の継続に関して、要件を免除しない、基準を引き下げないという学校の決定は尊重されるべきである」とした。

以上のように連邦裁判所は、障害のある学生に対する配慮について、学校側の専門的判断を尊重する傾向にあることが見て取れる。しかし、その前提として、高等教育機関においてはすでにある程度の「合理的配慮（変更）」の提供がなされていることが指摘できる。多くの大学において、障害のある学生に対して、試験時の配慮、教職員への通知、通訳サービス、ノートテイクなどのサービスが提供され、さらに、登録時の援助、教室配慮、テキストの配慮などがなされている例も多い。また、学生に対してだけでなく、教職員に対する支援も行っており、学生に提供される情報と同じ情報の提供だけでなく、その障害についての情報、障害のある学生を教えるにあたって理解すべきことや、配慮すべきことなどの情報が提供される⁵⁶。このような状況を見れば、ADAの目指すものは、すでにある程度具体化されているという評価もできる⁵⁷。

4 「障害のある個人」への該当性

ADAにおいて特に学習障害のある学生と高等教育機関の関係について争われる場合、その学生が「障害のある個人」に該当するかどうか、問題となる。「障害のある個人」に該当するかどうかは、障害の状況を自己申告し、学校に障害を証明する医師の診断書などの証明書を提出することによって判断がなされる⁵⁸。

裁判所において、学習能力に関して「実質的制約」を受けているかどうか判断される場合は「一般社会における多数人」との比較で、学習能力が制約されているかどうか基準とされる。特に学習障害のある学生について、「障害のある個人」に該当するかどうか大きな問題となる。障害に対して自己適応することによって障害が緩和されているといったような「緩和手段」が存在する場合や、原告の有する損傷が限定された範囲にしか影響を与えない場合に、「障害のある個人」であることを否定する判例も存在する⁵⁹。

5 高等教育機関における障害者支援オフィス

リハビリテーション法504条及びADAの規定の下、各高等教育機関は、障害者支援オフィスを開設しており、学生はそれを通じて、自らの障害について申告し、そのステータスを証明することによって、オフィスを通じて支援を得ることができる。オフィスには専門的なスタッフが配置され、その学生の障害について判断し、配慮の提供、調整などについて、指揮を執る。障害のある学生の数が増加し⁶⁰、費用の面などからもその学生に対する配慮をするか否かの判断が困難になってきている昨今、このようなオフィスの設置、そして専門的なスタッフの配置は、特に学習障害のある学生に対して配慮を行う場合に効果的であると指摘されている⁶¹。

おわりに ー日本への示唆

障害のある学生に対して、アメリカの高等教育機関には「合理的変更」として、学校における

学術的判断を尊重しつつ、カリキュラムの「本質的な変更」に当たらない範囲での配慮が要求されているといえることができる。その一方で、アメリカにおいても一定程度の配慮が提供されているという状況は前述の通りである。

日本においては、2016年4月から障害者差別解消法が施行され、国、地方公共団体などの行政機関については、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは」、必要かつ合理的な配慮の提供を義務付け⁶²、それ以外の民間事業者については、必要かつ合理的な配慮の提供の努力義務を課している⁶³。同様に、障害者基本法についても、障害者に対して社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がされなければならないことについて、2011年改正によって文言が追加されている⁶⁴。これらの法律が、教育機関に対しても適用されることを考えれば、少なくともアメリカの高等教育機関における配慮と同様の配慮が日本の高等機関にも求められると考えることができる。

さらに、アメリカにおいては、初等中等教育におけるサービスの提供と比較して、高等教育機関におけるサービスが不十分である点が指摘されている。この部分、文部科学省による調査によれば⁶⁵ 2015年度の日本における、大学、短期大学、高専4年、専門学校等を合わせた、高等教育への進学率は79.8%である。例えば25年前、1990年の進学率53.7%と比較してみても、25%以上進学率は上昇している。またこの79.8%という数字は、1969年度における通信制課程を除く高等学校への進学者の割合79.4%とほぼ同率であり日本における高等教育が急速に一般化してきていることがうかがえる。

また、新聞報道によれば、厚生労働省は、生活保護を受けている世帯が、大学進学をめざす子どもの受験料や入学金などに充てるために、生活保護費を貯蓄することを認めることを検討していることが報道されている⁶⁶。生活保護法には、生活保護受注者の自立を助長することが目的として示されている⁶⁷。この貯蓄に関しては、現在まだ制度として容認されるには至っていないが、「自立」というレベルにおいて、高等教育が必要不可欠になってきているという意識の変化の一端と見ることができよう。このような変化を考慮すれば、初等中等教育と高等教育との質的違いを殊更に強調することは、意味が無いことのように思われる。

今後、日本においても発達障害のある学生が、高等教育機関において増加することが想定される。日本の高等教育機関においては、障害のある学生に対する配慮、支援のあり方について、アメリカにおける高等教育機関における配慮のあり方だけでなく、初等中等教育における支援の例にも参考にできる点が多いと考えられる。

1 Pub. L. No.94-142 , 20 U.S.C. § § 1400-1482.

2 See, Kathryn Dobel, *Representing Rachel*, 5 UC Davis J. Juv. L.& Pol'y 219 (2001). 1990年に制定されたADAの用語法と合致させるなどの改正がなされた。

3 Pub. L. No.93-112.

4 29 U.S.C. § 794.

5 Pub. L. No. 101-336, 42 U.S.C. § § 12101-12213. ADAの正式名称は、「障害を理由とする差別に対する明確かつ包括的な禁止を確立する法律」(An Act to establish a clear and comprehensive prohibition of discrimination on the basis of disability) である。

6 正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

7 20 U.S.C. § 1401 (c) (EAHCA 1975) . 条文の日本語訳は、土屋恵司 「障害者教育法 (1, 2 完)」(立法紹介/アメリカ) 外法4号, 5号 (1984) 参照。なお、筆者により条文の

表記の方法を適宜変更してある。

- 8 20 U.S.C. § 1401 (3) (A).
- 9 Schaffer v. Weast, 546 U.S. 49, 51 (2005).
- 10 See, Note, *Enforcing the Right to an “Appropriate” Education : The Education for All Handicapped Children Act of 1975*, 92 HARV. L. REV 1103, 1109 (1979), e.g., *Epperson v. Arkansas*, 393 U.S. 97,104 (1968).
- 11 20 U.S.C. § 1412.
- 12 20 U.S.C. § 1412 (a) (4).
20 U.S.C. § 1414 (d) (1) (A).
- 13 20 U.S.C. § 1414 (d) (1) (B).
- 14 See, Terry Jean Seligmann, *A Diller, a Doller : Section 1983 Damage Claim in Special Education Lawsuit*, 36 GA. L. REV. 465, 526 (2002).
- 15 20 U.S.C. § 1412 (a) (5).
- 16 See, Note, *Enforcing the Right to an “appropriate” Education : The Education for All Handicapped Children Act of 1975*, 92 HARV. L. REV 1103, 1121 (1979).
- 17 LREの議論について、今川奈緒「インクルージョンと分離をめぐる一考察 -障害者教育法におけるLRE（より制限のない環境）の原則について」大原社会問題研究所雑誌 640号18頁(2012)。
- 18 20 U.S.C. § 1412 (a) (6) (A).
- 19 20 U.S.C. § 1401 (9).
- 20 20 U.S.C. § 1401 (26).
- 21 See, Melisa C. George, *A New IDEA : The Individuals with Disabilities Education Act after the 1997 Amendments*, 23 LAW & PSYCHOL. REV. 91, 102 (1999).
- 22 20 U.S.C. 1414 (d) (1) (B).
- 23 458 U.S. 176 (1982). Rowley判決に関して、拙稿「アメリカ障害者教育法における『無償かつ適切な公教育』に関する一考察 - Board of Education v. Rowley判決を手がかりに-」同志社法学318号97頁(2007) 参照。
- 24 See, Philip William Clements, *Education -Board of Education v. Rowley : The Supreme Court Takes a Conservative Approach to The Education of Handicapped Children*. 61 N.C.L. Rev. 881(1983), Laura Gangemi, *After Rowley : The Handicapped Child's Right to an Appropriate Education*, 38 U. MIAMI L. REV. 321, 356 (1984), John E.B. Myers and William R. Jenson, *The Meaning of “Appropriate” Educational Programming Under the Education for All Handicapped Children Act*, 1984 S. Ill. U.L.J. 401,440 (1984).
- 25 See, Bonnie Poitras Tucker *Board of Education of Hendrick Hudson Central School District v. Rowley : Utter Chaos*, 12 J.L. & EDU. 235, 241 (1983).
- 26 526 U.S. 66 (1999).
- 27 557 U.S. 230, 129 S.Ct. 2484, 174 L. Ed. 2d 168. (2009). この判決について、拙稿「アメリカ障害者教育法における親の教育内容の選択と費用の求償について - Forest Grove School District判決(2009年)を手掛かりに-」同志社法学360号II 801頁(2013) 参照。
- 28 129 S. Ct. at 2502.
- 29 Department of Health, Education and Welfare (HEW). 保健教育厚生省は1980年に

- 保健福祉省 (Department of Health and Human Services) と、教育省 (Department of Education) とに分割された。
- 30 See, Susan Smith Blakely, *Judicial and Legislative Attitude Toward the Right to an Equal Education for the Handicapped*, 40 OHIO ST. L.J. 603, 616 (1979).
- 31 リチャード・K. スコッチ著 竹前栄治監訳『アメリカ初の障害者差別禁止法はこうして生まれた』(明石書店2000) 76頁。
- 32 同149頁。
- 33 See, Laura Rothstein, *Higher Education and Disability Discrimination: A Fifty Year Retrospective*, 36 J.C. & U.L. 843, 845 (2010).
- 34 34 C.F.R. § 104.12.
- 35 442 U.S. 397 (1979).
- 36 932 F.2d 19 (1st Cir. 1991).
- 37 See, Rothstein, *supra* note 33, at 855.
- 38 See, Ruth Colker, *The Americans with Disabilities Act Is Outdated*, 63 DRAKE L. REV. 787,805-806 (2015).
- 39 Davis, 442 U.S. at 412.
- 40 See, Rothstein, *supra* note 33, at 850-852.
- 41 42 U.S.C. § 12101 (b). 日本語訳は、内閣府「平成23年度内閣府委託報告書 障害者差別禁止制度に関する国際調査」による。
- 42 42 U.S.C. § 12101 (a) (7).
- 43 42 U.S.C. § 12111 (9).
- 44 42 U.S.C. § 12132.
- 45 28 C.F.R. § 35.130 (b) (7).
- 46 植木淳『障害のある人の権利と法』(日本評論社 2011) 91頁。
- 47 28 C.F.R. § 35.130 (d).
- 48 長谷川珠子「アメリカの障害者差別禁止法制」内閣府第3回障がい者制度改革推進会議 差別禁止部会議平成23年4月8日資料1 (2011) 2頁。
- 49 <http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/504faq.html> (2016年1月12日最終閲覧)。
- 50 <http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/transition.html> (2016年1月12日最終閲覧)。
- 51 34 C.F.R. § 104.44 (d) (2).
- 52 <http://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/transition.html> (2016年1月12日最終閲覧)。
- 53 See, Rothstein, *supra* note 33, at 864.
- 54 166 F.3d 1041 (9th Cir. 1999).
- 55 162 F.3d 432 (6th Cir. 1998).
- 56 田中貞子・都築繁幸「米国の高等教育における学習障害学生への学習支援の実際に関する動向」障害児教育方法学研究3巻1号57頁 (2005) 61頁。
- 57 植木 前掲注46, 116頁。
- 58 独立行政法人 日本学生支援機構「諸外国の高等教育機関における障害のある学生に対する修学支援状況調査・情報収集事業 報告書」(2008) 54頁。
- 59 植木 前掲注46, 113頁。「緩和手段」が存在する場合については、ADA2008年改正において、緩和手段の存在は障害の有無の判断に際しては考慮されないことが明記された。
- 60 アメリカ教育省 Institute of Education Sciences (IES) 内に設置された National Center

for Education Statistics (NCES) による資料によれば、2011年12月現在のアメリカにおける高等教育機関に在籍する障害のある学生の割合は11.1%である。

<https://nces.ed.gov/fastfacts/display.asp?id=60> (2016年1月12日最終閲覧)。

- 61 See, Rothstein, *supra* note 33 at 860, Robert A. Stodden, *Supporting Students with Disabilities in Higher Education in the USA : 30 Years of Advocacy*, A paper developed in support of a presentation given at the OIJ International Symposium 2015, 7-8.
- 62 障害者差別解消法7条2項。
- 63 同8条2項。
- 64 障害者基本法4条2項。
- 65 文部科学省学校基本調査, e-Stat政府統計時の総合窓口: 学校基本調査 年次統計より。
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001015843> (2016年1月12日最終閲覧)。
- 66 朝日新聞2013年5月14日。
- 67 生活保護法1条。